

平成 24 年度自己点検・評価報告書

1. 今年度の自己点検・評価活動の状況

平成 24 年度第 1 回全学評価委員会（7 月 20 日開催）の決定に基づき、以下の活動を行った。

(1) 新点検・評価項目の策定（2 年計画の 1 年目）

大学基準協会の示す新旧点検・評価項目および「評価の視点」を吟味・検討し、本学として採用すべきもの、本学独自に付け加えたいものを策定した。来年度に再度見直しの上、決定したい。

(2) 基盤自己評価の実施

大学基準協会により基盤評価に指定されている項目に関し、担当責任者が現時点における状況を点検し、「適・否」を自己評価した。評価根拠も簡潔に説明した。

(3) 到達目標（大項目ごとの）による点検・評価の実施

前回の認証評価に際し作成・提出した『平成 20 年度 点検・評価報告書』記載の到達目標を基に、現時点に立って点検・評価を行った。新しい到達目標はこの結果を踏まえて、来年度策定したい。

(4) 『学科・専攻別自己点検・評価シート』（平成 20 年度作成）の点検・評価の実施

前回の認証評価に際し基礎資料として作成した標記資料に関し、現時点に立って見直し、その後の改善点、新たな課題、改善の方向性などを確認した。見直しとその報告は、項目を概括して行い、学部は学科専攻および学科横断型副専攻ごとに、大学院は専攻ごとに、実施した。

2. 上記活動の結果とその資料

(1) 新点検・評価項目の検討結果について

- ①大学基準協会が提案している新たな点検・評価項目はすべて採用する。
- ②大学基準協会が示している新たな「評価の視点」については、今年度の時点ではすべて採用しておく。
- ③本学独自に付け加える「評価の視点」は、今年度の時点では次のものとする。
 - ・副専攻運営の適切性（学士課程）（4. 教育内容・方法・成果（1））
 - ・奨学金等の経済的支援措置の適切性（被災学生修学支援を含む）（6. 学生支援（2））
 - ・語学研修・留学制度及び国際交流活動への支援の適切性（同上）
 - ・ジェネラルレクチャー運営の適切性（同上）
 - ・学生の課外活動に対する指導・支援の適切性（6. 学生支援（3））
 - ・学寮運営の適切性（同上）
 - ・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況の適切性（7. 教育研究等環境（4））
 - ・記念施設・保存建物の管理・活用の適切性（同上）
 - ・本学附属機関の地域社会・国際社会に対する貢献（マグダレナ・ソフィアセンター、心理教育相談所、キリスト教文化研究所）（8. 社会連携・社会貢献（2））
 - ・教授会・大学院委員会の権限と責任の明確化（9. 管理運営・財務（管理運営）（1））

(2) 基盤自己評価の結果について <別紙資料 1>

(3) 到達目標（大項目ごとの）による点検・評価の結果について <別紙資料 2>

(4) 『学科・専攻別自己点検・評価シート』（平成 20 年度作成）の点検・評価結果について <別紙資料 3-1 資料 3-2>

各学科・専攻等から提出された見直し結果を基に、学部、大学院別に全体的な傾向、注目すべき動きなどを簡潔にまとめた。

以上

基盤評価				1項目100-200字程度で簡潔に記述(簡条書き)
大学基準	点検評価項目	評価の視点(例)	留意すべき事項	
1 理念・目的	(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・理念・目的の明確化 ・実績や資源からみた理念・目的の適切性 ・個性化への対応 	<p>①学部、学科または課程ごとに、大学院は研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則またはこれに準ずる規則等に定めていること。</p> <p>②高等教育機関として大学が追求すべき目的(※)を踏まえて、当該大学、学部・研究科の理念・目的を設定していること。</p> <p>※「大学基準の解説」基準1、学校教育法第83条、第99条等参照</p>	<p>○文学部及び大学院文学研究科の人材養成の目的その他の教育研究上の目的を学則に定めるとともに、文学部各学科専攻の教育研究の目的と目指す卒業生像及び大学院文学研究科各専攻の教育研究の目的と目指す修了生像を履修要覧に定めている。</p> <p>○学校教育法並びに大学基準に定める大学及び大学院の目的を踏まえて文学部・文学研究科の理念・目的を適切に設定している。</p> <p>○文学部及び大学院文学研究科の人材の養成の目的その他の教育研究上の目的を学則に定めるとともに、文学部各学科専攻の教育研究の目的と目指す卒業生像及び大学院文学研究科各専攻の教育研究の目的と目指す修了生像を、ホームページによって社会一般に対して周知・公表している。</p>
	(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員に対する周知方法と有効性 ・社会への公表方法 	<p>③公的な刊物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること。</p>	
3 教員・教員組織	(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	<p>【学士・修士・博士課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員に求める能力・資質等の明確化 ・教員構成の明確化 ・教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化 	<p>①採用・昇格の基準等において、法令(※)に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていること。</p> <p>※ 学校教育法第92条、その他 大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準等の関係法令参照</p> <p>②組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていること。</p>	<p>○教員の採用・昇格等における教員に求める能力・資質等については、学校教育法並びに大学設置基準・大学院設置基準等の関係法令に定める教員の資格要件を踏まえ、教員資格審査基準並びに教員選考規程を適切に定めている。</p> <p>○文学部各学科及び大学院文学研究科各専攻の組織的な教育を実施する上において必要な教員間の役割分担、連絡調整並びに責任の所在の明確化が図られている。</p>
	(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	<p>【学士・修士・博士課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・編成方針に沿った教員組織の整備 ・授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備 <p>【修士・博士課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科担当教員の資格の明確化と適正配置 	<p>③当該大学・学部・研究科の専任教員数が、法令(大学設置基準等)によって定められた必要数を満たしていること(※)。</p> <p>※【法令によって定められた必要数】大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準およびこれらに付随する文部科学省告示等参照</p> <p>④特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していること。</p> <p>※ 大学設置基準第7条第3項</p>	

基盤評価				1項目100-200字程度で簡潔に記述(箇条書き)
大学基準	点検評価項目	評価の視点(例)	留意すべき事項	
4 教育内容・方法・成果 (1)教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	(1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。	【学士・修士・博士課程】 ・学士課程・修士課程・博士課程の教育目標の明示 ・教育目標と学位授与方針との適合性 ・修得すべき学習成果の明示	①理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件(卒業要件・修了要件)等を明確にした学位授与方針を設定していること。	【適】 ○「聖心女子大学の理念」に基づき、学則第1条に本学の教育目標を掲げ、各学科・専攻ごとの教育の目的と目指す卒業生像は、『履修要覧』に明記している。 ○教育課程の編成方針は、『履修要覧』のほか、大学HP、『大学案内』等に詳しく記載し、公表している。 ○「聖心女子大学の理念」を踏まえ、大学院では、大学院学則に大学院文学研究科のの目的を明示し、各専攻ごとの教育研究の目的とめざす修了生像については『履修要覧』に明記している。 ○教育課程の編成方針については、『履修要覧』のほか、大学HP、『大学院案内』に詳しく記載し、公表している。
	(2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。	【学士・修士・博士課程】 ・教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示 ・科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示	②学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を、学部・研究科ごとに設定していること。	
	(3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか。	【学士・修士・博士課程】 ・周知方法と有効性 ・社会への公表方法	③公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表していること。	
4 教育内容・方法・成果 (2)教育課程	(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	【学士・修士・博士課程】 ・必要な授業科目の開設状況 ・順次生のある授業科目の体系的配置 【学士課程】 ・専門教育・教養教育の位置づけ 【修士・博士課程】 ・コースワークとリサーチワークのバランス	①【学士】幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程が編成されていること。 ※ 大学設置基準第19条第2項	【適】 ○各学科・専攻では、教育目標に従い授業科目を体系的に開設し、必修・選択の別、配当年次についても充分留意しており、さらに関連分野として、他学科・専攻が開設している授業科目を一定以上履修させることにより、幅広い教養の修得をはかっている。

基盤評価				1項目100-200字程度で簡潔に記述(箇条書き)
大学基準	点検評価項目	評価の視点(例)	留意すべき事項	
1 教育内容	(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	【学士課程】 ・学士課程教育に相応しい教育内容の提供 ・初年次教育・高大連携に配慮した教育内容 【修士・博士課程】 ・専門分野の高度化に対応した教育内容の提供	② 【修士・博士】 コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていること。 ※ 大学院設置基準第12条	○大学院各専攻では、教育目標に従い授業科目を体系的に開設しており、当該分野に関連する基礎的素養を涵養するとともに高度の専門的な知識及び能力を修得させている。 ○各専攻では「研究指導体制」を『履修要覧』に明示し、学生の研究及び論文執筆の指導に十分配慮している。
4 教育内容・方法・成果 (3)教育方法	(1) 教育方法および学習指導は適切か。	【学士・修士・博士課程】 ・教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用 ・履修科目登録の上限設定、学習指導の充実 ・学生の主体的参加を促す授業方法 【修士・博士課程】 ・研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導	①当該学部・研究科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしていること。 ② 【学士】 1年間の履修科目登録の上限を50単位未満に設定していること。これに相当しない場合、単位の実質化を図る相応の措置がとられていること。 ③ 【修士・博士】 研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っていること	【適】 ○各学科・専攻が『履修要覧』に明示・公表した教育目標に基づき、講義・演習・実習等のさまざまな授業形態を適切に配置した教育課程を設けている。 ○各年次ごとに登録単位数の上限を設定し、『履修要覧』に明示している。 ○各学科・専攻では、演習形態の授業を選択必修科目とし、学生の主体的参加を促し、各自の意見を発信する力を高めることに留意している。 ○シラバスは統一された書式で実施して全学生に配布している。 ○成績評定と単位認定は、全教員の共通理解のもとで適切に行われている。 ○各授業で実施される授業アンケートの結果に基づき、専任教員全員が授業報告書を作成、これを学務部でとりまとめて、学生に公開するとともに、学生の意見・要望を教育内容・方法の改善、施設設備の充実などに活かしている。 ○大学院・全専攻が『履修要覧』に明示・公表した研究指導体制に従い、研究指導と学位論文作成指導を行っている。 ○大学院のシラバスは統一された書式で実施し、単位制度の趣旨に沿った単位設定を行っている。 ○大学院FDの一環として、隔年で大学院学生を対象としたアンケート調査を行い、教育内容・方法、教育成果、その他につき学生側の意見、要望を聴取し、改善に生かしている。
	(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。	【学士・修士・博士課程】 ・シラバスの作成と内容の充実 ・授業内容・方法とシラバスの整合性	④授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ、学生があらかじめこれを知ることができる状態にしていること。	
	(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。	【学士・修士・博士課程】 ・厳正な成績評価(評価方法・評価基準の明示) ・単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性 ・既修得単位認定の適切性	⑤授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定していること。 ⑥既修得単位の認定を、大学設置基準等に定められた基準に基づいて、適切な学内基準を設けて実施していること。	

基盤評価				1項目100-200字程度で簡潔に記述(箇条書き)
大学基準	点検評価項目	評価の視点(例)	留意すべき事項	
	(4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。	【学士・修士・博士課程】 ・授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	⑦教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けていること。	
4 教育内容・方法・成果 (4)成果	(2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。	【学士・修士・博士課程】 ・学位授与基準、学位授与手続きの適切性 【修士・博士課程】 学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策	①卒業・修了の要件を明確にし、履修要綱等によってあらかじめ学生に明示していること。 ②学位授与にあたり論文の審査を行う場合にあっては、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を、あらかじめ学生に明示していること。	○卒業要件と学位授与の条件を、それぞれ学則と学位規程に明示・公表したうえで、学位授与を適切に行っている。 【適】 ○大学院修了要件はあらかじめ、大学院学則及び学位規程に明示・公表しており、『履修要覧』には、より詳しい修了要件と、「学位論文提出要件」、および「論文の評価基準」を明示、公表している。
	(1)学生の受け入れ方針を明示しているか。	・求める学生像の明示 ・当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示 ・障がいのある学生の受け入れ方針	①理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、学部・研究科ごとに定めていること。 ②公的な刊行物、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表していること。	【適】 ○学生の受け入れ方針は、ガイドブックおよびHPに明記している。 ○公平かつ適切な判定・選抜をすべく、全ての入試ごとに見直しを図っている。
	(2)学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。	・学生募集方法、入学者選抜方法の適切性 ・入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性	③学生募集、入学者選抜の方法が、受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものであること。	

基盤評価				1項目100-200字程度で簡潔に記述(箇条書き)
大学基準	点検評価項目	評価の視点(例)	留意すべき事項	
5 学生の受け入れ	(3)適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	・収容定員に対する在籍学生数比率の適切性 ・定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	<p>④【学士】学部・学科における過去5年の入学定員に対する入学数比率の平均が1.00である(※)。また、学部・学科における収容定員に対する在籍学生数比率が1.00である(※)。 ※【定員超過の場合の提言指針】 <実験・実習を伴う分野(心理学、社会福祉学に関する分野を含む)> 1.20以上:努力課題 1.25以上:改善勧告 <医学・歯学> 1.00以上:努力課題 1.05以上:改善勧告 <上記以外の分野> 1.25以上:努力課題 1.30以上:改善勧告</p> <p>※【定員未充足の場合の提言指針】 <全て> 0.9未満:努力課題 0.8未満:改善勧告</p> <p>⑤【学士】学部・学科における編入学定員に対する編入学生数比率が1.00(※)である。 ※【定員超過の場合の提言指針】 <未完成学部を除く全て> 1.30以上:努力課題 ※【定員未充足の場合の提言指針】 <未完成学部を除く全て> 0.7未満:努力課題</p> <p>⑥【修士・博士・専門職学位課程】部局化された大学院研究科や独立大学院などにおいて、在籍学生数比率が1.00である。</p>	<p>○各種入試における合格者数を慎重に判断しながら、適正な入学者数を確保している。</p> <p>○編入学生については、2年次編入としていることもあり、定員を充足するにいたっていない。収容定員に対し在籍者数は0.50倍である。</p> <p>○本学では入学者を一括募集し、2年次から各学科専攻に所属させているが、その進路の決定にあたっては、1年次の6月から各学科専攻の内容、進路の決定方法についてガイダンスなどを通じて学生に周知し、各学科専攻の収容定員を考慮しつつ、かつ学生の希望を重視しながら、適切に進路決定を行っている。</p> <p>○学生の休学・退学・復学等については、学則に基づき厳格な手続のうえ、適正に行っている。</p> <p>○学部の収容定員1890名に対し、在籍者数は2201名で、1.16倍であり、適切な範囲である。</p> <p>○大学院の収容定員112名に対し、在籍者数は75名で0.67倍である。</p>

基盤評価				1項目100-200字程度で簡潔に記述(箇条書き)
大学基準	点検評価項目	評価の視点(例)	留意すべき事項	
6 学生支援	(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施 ・キャリア支援に関する組織体制の整備 	①学生の進路選択に関わるガイダンスを実施するほか、キャリアセンター等の設置、キャリア形成支援教育の実施等、組織的・体系的な指導・助言に必要な体制を整備していること。	<p>【適】</p> <p>○キャリアセンターにキャリアカウンセラーを配置し、初年次からのキャリア形成への自覚を促すとともに、各種の講演会や催しによって支援している。</p>
7 教育研究等環境	(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成 ・校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保 	①校地および校舎面積が、法令上の基準(大学設置基準等)を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備を整備していること。	<p>【適】</p> <p>○校地、校舎及び関係施設設備については基準を満たしており問題ない。ただし、一部の教育研究施設等については老朽化が進んでおり、建て替え等に向けた検討が課題となっている。</p>
	(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性 ・図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境 ・国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備 	<p>②大学、学部・研究科等において十分な教育研究活動を行うために、図書館において必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を備えていること。</p> <p>③図書館、学術情報サービスを支障なく提供するために、専門的な知識を有する専任職員を配置していること。</p>	<p>【適】</p> <p>○教員・学生からの購入希望図書を多く受けけるとともに、図書館資料の収集方針に基づき5学科8専攻及び大学院文学研究科各専攻にわたる学問諸分野の資料を体系的に収集・提供している。学術雑誌についてはオンライン・ジャーナルの整備を推進し、参考図書を中心に電子ブックの購入を拡大するなど、時代と利用者のニーズに合わせた学術情報の提供を進めている。ラーニング・コモンズを設置し、ラーニング・アドバイザーを配置することで授業時間終了後も図書館において学生が主体的・能動的に学習・研究できる環境を整え、支援している。情報検索システムの更新を計画的に進めるとともに、機関リポジトリの運用を開始し、本学の学術成果物を国内外に情報発信することで大学の社会的責任を果たしている。</p> <p>○専門能力を有する職員の適正な配置を維持するためには、学内における学術情報基盤としての図書館の位置付けの明確化が不可欠であり、図書館および図書館委員会において検討中である。</p>
	(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の特徴、学生数、教育方法に応じた施設・設備の整備 ・ティーチング・アシスタント(TA)／リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備 ・教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保 	<p>④専任教員に対して、研究活動に必要な研究費を支給していること。</p> <p>⑤専任教員のための研究室を整備していること。</p>	<p>【適】</p> <p>○専任教員に対しては、毎年一定額の研究費と研究図書費が支給されている。</p> <p>○全専任教員に対して、個人研究室が整備されている。</p>

基盤評価				1項目100-200字程度で簡潔に記述(箇条書き)
大学基準	点検評価項目	評価の視点(例)	留意すべき事項	
9 管理運営・財務	(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用 学長、学部長、研究科長および理事(学務担当)等の権限と責任の明確化 学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性 	①学長をはじめとする所要の職を置き、また教授会等の組織を設け、これらの権限等を明確にしていること。	<p>【適】</p> <p>○教学マネジメントについては、経営会議規則を定めて大学の企画・運営、経営に関する基本方針を審議する経営会議を学長のもとに設置するとともに、学長を中心とする運営体制を確立するために副学長等に関する規程を定め、副学長等の職務を規定している。また、教授会規程及び大学院委員会規程を定め、教授会と大学院委員会の審議事項を明確化し、学長の選考においても選出規程、学長候補者選考委員会内規等の関係諸規程を定め、選考は適切に行われている。</p>
	(1) 管理運営	(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 事務組織の構成と人員配置の適切性 事務機能の改善・業務内容の多様性への対応策 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用 	②法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務等を行うための事務組織を設けていること。また、必要な事務職員を配置していること。

基盤評価				1項目100-200字程度で簡潔に記述(箇条書き)
大学基準	点検評価項目	評価の視点(例)	留意すべき事項	
9 管理運営・財務 (2)財務	(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査 ・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立 	<p>①【大学評価分科会評価事項】 財務監査を、適切な体制、手続を整えて行っているといえること。</p> <p>(私立大学) 監事による監査報告書を整備し、私立学校法第37条第3項に定める学校法人の業務および財産の状況を適切に示しているといえること。</p>	<p>【適】</p> <p>○予算・決算については、より適切な方法となるよう改善しつつ、ルール化することとしている。監査においても、法令遵守のもと、適正に対応がなされている。なお、予算執行に伴う効果の分析や検証等の評価については、事業計画の評価とあわせて行うこととしている。</p>
10 内部質保証	(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価の実施と結果の公表 ・情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応 	<p>①自己点検・評価を定期的実施していること。</p> <p>②受験生を含む社会一般に対して、公的な刊行物、ホームページ等によって、必要な情報(※)を公表していること。 ※ ここでいう必要な情報とは 下記の事項を指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法(同法施行規則) によるもの ・財務関係書類 ・自己点検・評価の結果 	<p>【適】</p> <p>○自己点検・評価は毎年度実施しており、その結果は大学HPで公表している。</p> <p>○受験生及び社会一般に対し、「学校教育法施行規則」第172条の2に規定する諸事項および、財務関係資料、自己点検・評価結果等を、大学HPで毎年公表している。</p> <p>○個人情報に関する開示などの手続きについてはHP上に公表している。</p>

資料 2

『平成20年度点検・評価報告書』記載の「到達目標」に基づく点検・評価

【凡例】

1. 『平成20年度点検・評価報告書』の該当章と記載ページ、及びこれに対応する新点検・評価項目は、次のように表す。

例：第○章 ○○○○○○ (p.○) → 「○. ○○○○○○」

2. 【到達目標】とあるのは、『平成20年度点検・評価報告書』に記載されたもの。

【点検・評価】とあるのは、各章の「到達目標」に対する、平成24年度の点検・評価結果。

第1章 理念・目的・教育目標 (p5) → 「1 理念・目的」

第2章 教育研究組織 (p9) → 「2 教育研究組織」

到達目標なし

第9章 教員組織 (p151) → 「3 教員・教員組織」

【到達目標】

- 大学文学部及び大学院研究科の教員組織の教育理念・目的・教育目標並びに教育課程の種類・性格・学生数に対する適切性を確保する。
- 主要な授業科目へ専任教員を適正に配置する。
- 教員の年齢構成バランスの適正化を図る。
- 必要に応じて外国人教員を採用する。
- 女子大学として、女性教員を積極的に採用する。
- 教育研究支援職員の採用と専任教員との協力関係を適切に構築する。
- ティーチング・アシスタントの活用とともにリサーチ・アシスタントの制度化と活用を図る。
- 教員の募集・任免・昇格に関する基準を妥当な形で規定化する。

【点検・評価】

- 大学文学部及び大学院研究科の教員組織の教育理念・目的・教育目標並びに教育課程の種類・性格・学生数に対する適切性の確保については、文学部各学科専攻及び大学院文学研究科各専攻の組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在の明確化を行うことで適切性が保たれている。
- 必修演習科目等の主要な授業科目への専任教員の配置は、適正に行われている。
- 教員の年齢構成バランスについては、定年退職教員の後任人事において適正化を図ることが実現できてい

る。

○外国人教員の採用は、専門分野と学科の教員定員との関係で可能な際に積極的に検討することとしており、平成20年度に専任教員を1名採用した。なお、専任女性教員の採用は、平成21年度以降5名の採用を実現した。

○教育研究支援職員の採用については、人事及び経費を伴う案件であるため担当部署で検討を行うこととしており、専任教員と教育研究支援職員との適切な協力関係の在り方も含め企画部が担当している。

○ティーチング・アシスタント規程の改正制定とリサーチ・アシスタント規程の制定が平成23年度に行われ、TAの活用とRAの制度化と活用を図ることができた。

○教員の募集・任免・昇格に関する基準の妥当な形での規定化については、教員資格審査基準等の現行諸規程が学校教育法並びに大学設置基準・大学院設置基準等の関係法令に定める資格要件を充足していることから、規程改正には至らなかった。

第3章 学士課程の教育内容・方法 (p15) → 「4 教育内容・方法・成果」

【到達目標】

本学はカトリックの女子教育修道会である聖心会の創立者、マグダレナ・ソフィア・パラの理念に基づき、21世紀の社会を担う豊かな教養と感性を備えた女性を育てるため、「知性を磨く」、「使命を自覚する」、「発信力、実践力を高める」という3つの教育目標（第1章を参照）を掲げている。本学ではこれらの実現を「学士力」として位置づけ、以下のような到達目標を設定している。

○大学における効果的な学修のための基盤として、建学の理念、心身の調和、国際性、社会性、学修スキルを位置づけ、これらを身につけるための導入教育を確立する。

○単に高度な専門知識や技能を獲得するだけでなく、学問研究活動を通して建学の精神にある「物事を客観的、論理的に考察するための知性」を磨くとともに、「自らが社会や文化に貢献することの使命感と喜び」を知り、そのために「自らが実践し、発信してゆくことの意義や方法」を学ぶことのできる専門教育のシステムを確立する。

○基礎課程や専門課程で学修する知識や視点を、より広く多様な社会的、文化的関心へと結び付け、地球市民としての責任意識と視野を広げるためのカリキュラムを確立する。

○社会が地球規模での連関性を強める中、21世紀を担う人材として必要な国際的理解や異文化間コミュニケーション能力を育てる教育プログラムを充実させる。

○授業運営に関する教員個々の工夫や努力を促進、支援するFD活動を効果的に進める学内システムを整備する。

○学修の成果をより広い領域に結び付けるためには、個々の学生のニーズや関心を重視する必要があるが、学生へのきめの細かい指導を担保するための環境的条件として、少人数教育を徹底し、学生が主役となって自己表現能力を伸ばせる機会を確保する。

○学生が余裕を持って十分な学修活動に取り組めるよう、履修方法の指導を行うとともに、身体面、心理面での問題に配慮しながら教学的支援を行う学内体制を整備する。

【点検・評価】

○平成21年度より、メディアセンターを改組してメディア学習支援センターに統合し、情報教育、第一・第二外国語教育のカリキュラムと学習環境の整備を行った。

○教員と学生が学修目標を明確に共有する手がかりとなることを目指して、平成21年度の『履修要覧』か

ら、各学科専攻の教育目標の記載と成績評価の達成水準の記載を始めた。また、学生へのよりきめ細かい指導を目指して保護者等保証人に対する成績通知書の送付も始めた。

○平成 23 年度より、大学ガイドブックや WEB（ホームページ）において、教育理念、入学者受け入れ方針とともに、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の掲載を行った。

○第一、第二の教務委員会、副専攻運営委員会を統合してカリキュラムの運営体制を整備し、23 年度には総合現代教養科目の研究室（副手）を整備した。

○大学カリキュラムの全体を見直し、平成 24 年度より「総合現代教養」を独立の科目群に格上げした。また、24 年度入学者からは新カリキュラムが適用されることとなり、教育内容の更なる充実を目指している。

○本学におけるキャリア教育プラン開発の一環として、「キャリアデザイン入門」を平成 23 年度より総合現代教養内に開設した。また、東日本大震災を大学教育面でもとらえるために「災害と人間」を平成 24 年度より総合現代教養内に開設した。

○学生の諸問題にきめ細かく対処できることを目指し、修学支援パスポートの発行を平成 21 年度より始め、教員対象の FD では、「心理的な悩みを持つ学生への対応」などのテーマで研修を行っている。

第 4 章 修士課程・博士課程の教育内容・方法（p55）→「4 教育内容・方法・成果」

【到達目標】

- 大学院文学研究科の教育の理念・目的を踏まえ、各専攻の特色を活かした教育の充実を図る。
 - ・「キリストの精神にもとづき、女性に高度の学問研究の道を開くとともに人格を陶冶し、深い学識を備えた、創造性豊かな教育・研究者、高度な専門的職業及び幅広く社会に貢献できる指導的人材の養成を通じて、人類の文化の発展と福祉の充実に寄与する」という大学院の理念・目的に基づき、各専攻がその専門分野の教育の特色を活かして教育内容・方法を充実させる。
 - ・各専攻が掲げる具体的な「教育研究の目的と目指す修了生像」を達成するための教育内容・方法の充実をはかる。
- FD の実質的効果を目指したシステム作りを推進する。
 - ・授業内容・方法の改善と啓発のための組織的な取り組みを計画・実施する。
- 修士・博士前期課程、博士後期課程の教育内容・指導方法の適切化を図る。
 - ・修士・博士前期課程においては、学士課程におけるグローバルな視点に立ったリベラルアーツ教育をベースとして、高度で専門的な知識や技能、幅広い学識を修得させるための教育内容・方法を工夫する。
 - ・博士後期課程では、独創性をもって自立した研究活動を行うことができる研究者、及び専門的な職業人を育成するための教育内容・方法を工夫する。
 - ・できるだけ標準修業年限内に学位を取得することを可能にするための教育内容・方法を工夫する。

【点検・評価】

○大学院における組織的な FD 推進の一環として、平成 22 年度に全大学院学生を対象とするアンケート調査を行い、学生の意識と実態、そして意見と要望とを聞いた。また 23 年度にはこの結果を受けて早急に改

善できる事項、さらに検討を加える事項に分けて改善、検討に取り組んだ。アンケートによる教育の充実に係る組織的な取り組みは今後も継続的に行うことが了承されており、平成 24 年度には質問項目に見直しを加えてアンケートを実施した。

○大学院教育における国際化を進め、グローバルな視点を強化するための方策を継続して検討しており、平成 24 年度にはラオスにおける政府開発援助（ODA）ユネスコ活動費補助金を得て、大学院として国際教育協力を行った。

○博士の学位授与が修業年限内に行われるよう検討を続けるとともに、博士論文の提出要件を平成 22 年度より、『履修要覧』に明記した。

第 5 章 学生の受け入れ (p77) → 「5 学生の受け入れ」

【到達目標】

○本学の特色ある教育を受験生に周知するため、大学案内（ガイドブック）やWEB（ホームページ）における、明確な広報活動を展開する。

○本学の教育理念を十分に理解する入学希望者を受け入れる。

○第 1 志望者の増加が期待できる入学者選抜を実施する。

○定員の安定的な充足を図る。

【点検・評価】

○入試委員会を通して、ガイドブック、WEB（ホームページ）等の広報媒体の恒常的な見直しを行った。また、SNSの有効活用について検討し、公式facebookの運用を開始した。

○ガイドブックやWEB（ホームページ）への教育理念と受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の掲載、学内進学相談会（オープンキャンパス）での教育理念の告知・説明などを行った。

○推薦入学およびアドミッションズ・オフィス入試など第一志望者に限定した入試を重視する募集活動を行った。

○姉妹校に対する広報活動を重視。姉妹校対象の大学説明会に際して、姉妹校教員の派遣を要請した結果、全姉妹校からの参加を得られた。

第 6 章 学生生活 (p105) → 「6 学生支援」

【到達目標】

○個々の学生に即した経済的安定に対する支援の強化・拡充と、本学の理念に基づいた学問と実践力両面を支援・奨励する本学独自の給付奨学金制度の充実を図る。

○学生の国際性を促進する留学実現に向けての、経済的サポートと学修面サポートとの両面からなる支援の充実を図る。

○学生の心身の健康、進路などに関する多様な相談に対応する各部署における機能的かつきめ細やかな指導相談体制の強化と

活性化を行う。

○就職指導の充実・強化と、事業計画に基づいたキャリア形成支援施策の策定と実施を図る。

○自己を確立し本学の理念に基づき、地球を共有する人類の一員としての人格形成を目指す学生の課外活動の支援強化とボランティア活動を推進する。

○学寮は、福利厚生機能を果たすとともに、キリスト教精神に基づく建学の理念に則した教育寮としての管理運営を行う。

【点検・評価】

○学生に対する経済的支援のため奨学金充実を検討し、一部の増額および運用見直しをするとともに、大震災を受けて、被災者への学費減免を実施した。また、これまで曖昧であった学費等の延納について規程の明文化を行った。

○スペインの語学研修や English Summer Camp など国際化のための新規の試みを実施し、所定の効果を挙げた。認定留学について、奨学金の設置も含めて基準等の検討を開始した。

○キャリアセンターでは、キャリアカウンセラーを配置し4年次生の就職内定率を高水準で確保するとともに、低学年向けのセミナーを開催し、学生の自主的なキャリア形成支援を強化した。

○学生の心身の健康を守るために、各部署が密接に協力して問題学生への支援を行い、学生自身の気づきを促すために「こころとからだの健康ハンドブック」を作成、配付した。

○発達障害の学生支援のために、発達障害についての学内講演会を開催して、教職員の意識を高めた。

○キリスト教活動に基づいて、学内では宗教行事を大切に実施し、ボランティア活動の中でも特に継続的な活動に力を入れて実施した。また、全学的な活動として実施されている東日本大震災復興支援活動のため、情報提供やサポートを行った。

○学寮では、継続的な建物のメンテナンスを行いつつ、教育寮としてのありかたを検討している。

第7章 研究環境 (p135) → 「7 教育研究等環境」

【到達目標】

○各教員の有する知的資源を有効に活用し、本学における学際的研究を促進する場として学内共同研究を促進する。

○競争的資金獲得を促進するため、情報提供や申請に向けての説明指導などの支援体制を確立する。

○教員が情報を収集、あるいは発信するための研究情報センターとしての機能を、図書館を中心に充実する。

【点検・評価】

○学内共同研究については、平成21年度以降2件の共同研究が実施されている。

○競争的資金獲得を促進するための支援体制については、科学研究費補助金を始めとする競争的資金の応募に関する情報提供とともに、申請に向けての書類作成支援と事務処理の迅速化に向けて企画部の業務改善を達成できた。

○教員が必要とする学術情報の収集・提供とともに、教員の学術成果物の発信については平成24年度から学術リポジトリの運用を開始し、図書館が大学の学術情報基盤としての機能を果たしている。

第11章 施設・設備 (p179) → 「7 教育研究等環境」

【到達目標】

- 安全安心・快適さとともに、環境との調和に配慮した建物等施設の充実、及び長期的視野に立ったキャンパスマスタープランの整備を図る。
- 耐震診断や定期的な営繕工事による既設施設の維持と有効活用の促進を図る。
- 教室内の設備備品を含む教育機器等の教育効果を高めるために必要な投資を継続する。
- 歴史的建造物を含めた施設設備の安心安全を基本とした学外開放と、これらを通じた地域社会との相互理解及び相互協力の増進を図る。

【点検・評価】

○省エネ化による CO2 削減とともに教室、研究室の環境改善を図るため、年次計画で既設の旧式エアコンを順次、省エネタイプのエアコンに取替更新した。ボイラー設備については環境への配慮、効率化、費用対効果及び将来性などについて検討を重ね、平成25年度に更新を予定している。また、経年劣化の顕著な1号館各教室等の床、壁、天井などをリニューアルし、教育環境の改善を図った。キャンパスマスタープランの整備については、当面する整備計画につき、検討会を設置する予定である。

○建物の経年劣化に伴い、台風などのあとには雨漏りが発生することがある。本学の建物自体は建築年数の割には劣化がひどくはないが、防水シートや雨樋などの亀裂から漏水するケースが見られるため、日常の保守・清掃に努めている。校舎の耐震診断については、既に1次診断は行っており、より詳細な第2次診断の実施と、これと一体として行う耐震補強工事の必要性の有無などを、キャンパス整備計画と関連させながら検討することとしている。

○日進月歩で性能が向上していく教室のAV機器の更新については、十分対応ができていない小規模教室もあるが、プロジェクターが設置される規模の教室では、比較的早めのサイクルでAV機器が更新され、教育環境を高めている。

○平成12年に国の登録有形文化財に指定された「パレス」は3月に一般公開をしているが、1回あたりの見学者数を10人以下に制限するなどして建物への影響を考慮している。大正期の古い建物でもあり、見学への対応の在り方について今後検討を要する課題である。また、学内の安全を保障する警備体制を維持することと学校開放は相反する部分もあり、学外者が入構可能なイベントなどへの出席以外については、自由に構内に入ることを抑制する一方、本学は震災時の避難場所に指定されていることもあり、本学学生

が広尾町内会が主催する防災訓練に災害ボランティアとして参加するなど、地域との連携強化を図り、評価されている。

第12章 図書・電子媒体等 (p189) → 「7 教育研究等環境」

【到達目標】

学術情報基盤としての大学図書館の機能整備と利用促進を図る。

○学習図書館、研究図書館としての機能を果たす大学図書館の位置づけを明確化する。

○教育研究用図書、雑誌の体系的収集による図書館蔵書の充実と、オンラインデータベース、電子ジャーナル等電子媒体の導入による学習研究支援の展開を促進する。

○複数の出入り口による動線確保、図書館内空間の有効利用、図書館情報システムの機能強化による学習環境の整備充実を図る。

○情報リテラシー教育としての図書館ガイダンスの全学規模での実施、学生利用者の要望に積極的対応、利用促進に向けた広報展開による学生の自学・自習支援を推進する。

【点検・評価】

○時代と利用者が求めている図書館を常に意識しつつ、利用者の学習・教育・研究活動を幅広く支援する場としての快適な空間づくりを学生・教員と図書館職員が一体となってめざし、ある程度の成果を収めた。最新の学術情報を提供する大学の知の拠点としての図書館の位置づけの明確化については、図書館および図書館委員会にて検討中である。

○教員・学生からの購入希望図書を多く受けけるとともに、図書館資料の収集方針に基づき5学科9専攻及び大学院文学研究科各専攻にわたる学問諸分野の資料を体系的に収集・提供している。学術雑誌についてはオンライン・ジャーナルの整備を推進し、参考図書を中心に電子ブックの購入を拡大するなど、時代と利用者のニーズに合わせた学術情報の提供を進めることができた。

○ラーニング・コモンズを設置し、ラーニング・アドバイザーを配置することで授業時間終了後も図書館において学生が主体的・能動的に学習・研究できる環境を整え、学生の自学・自習を支援している。情報検索システムの更新を計画的に進め、図書・雑誌の所蔵検索と同時に論文探索も容易にできる仕組み作りを進めた。

○基礎課程演習全クラスでの図書館ガイダンスを定着させ、ゼミ・クラス単位でも少数ながら定期的に図書館ガイダンスを行うなど、情報リテラシー教育の充実を図ることができた。図書館HPを刷新し「学べるHP」として広報するとともに、図書館へのレファレンスや利用者からの要望をオンラインで受け付ける等、積極的な広報展開を行うことができた。

○平成21年度にメディアセンターを改組し、メディア学習支援センターを設置した。今後図書館といっそう連携を深め、学生の学習活動の支援を効果的に進めることが期待されている。

第8章 社会貢献 (p145) → 「8 社会連携・社会貢献」

本章において本学独自の「評価の視点項目」として次の項目を記述した。

○大学付属機関の地域社会に対する貢献

【到達目標】

- 地域住民への学習機会を提供するため、そのニーズに対応した公開講座や公開シンポジウムなどを大学として企画実施する。
- 本学の教員の研究成果を活かし、地域活動の支援や自治体の政策形成への積極的関与を進めてゆく。
- マグダレナ・ソフィアセンターを中心に大学ぐるみのボランティア活動を促進し、社会との文化的交流の意義を教育するための体制を整える。

【点検・評価】

- 東日本大震災の被災地の復興支援活動として、UNESCO との共催により、陸前高田教育支援ボランティアとして定期的に学生を派遣し、平成 25 年 2 月末現在 13 回、今年度末までに合計 14 回の派遣を行う。また、復興支援推進会議の主導により、全学的なチャリティーバザーを、大学ばかりでなく、すべての聖心コミュニティの協力を得て開催した。これらの活動は平成 25 年度以降も継続の予定である。
- 和 RE 箸プロジェクトや聖心祭におけるゴミの分別回収などのエコ活動も学生自身の自主的な活動として軌道にのっている。
- 広尾町内会とともにやっている防災活動には、学生会役員会や学寮生を中心に積極的に参加し、地域からも評価されている。
- English Summer Camp では、近隣地域の小学生を大学学寮に招き、英語で遊ぶことを通じて、近隣の子どもたちの学習意欲と連携を促進し地域貢献の一翼を担った。平成 25 年度は国際センターと本学英語英文学科の共催として、地域の子どもたちとの交流をさらに発展させる予定である。

第10章 事務組織 (p167) → 「9 管理運営・財務」

【到達目標】

- 大学理念の具現化を支える優れた事務職員の育成と確保に努める。
- 大学の実情に適したシンプルで効率的な組織設計を行い、社会の変化等に対応した不断の改革改善を実行する。
- 教員と事務職員のパートナーシップ、教学組織と事務組織間の連携協力の一層の緊密化を図る。
- 職員相互の信頼関係に基づく協調協力関係の確立と強化を図る。

【点検・評価】

- 平成 20 年 12 月に「事務職員に係る人事基本方針」を制定し、平成 23 年 12 月に評価制度について一部改正を行った。この基本方針に則り、平成 21 年度からインターネットを利用した職員採用を実施す

るとともに、評価制度の導入及び研修の充実を図っており、今後の本学事務組織を支える人材の確保並びに人材育成に努めている。

○平成21年度4月に効率的な事務処理と効果的な事業実施を図るために事務組織を改組し、事務の統合による一元化を図った。これにより、職員の人事異動等流動性が高まり、情報の流通と共有化、職員の育成制度の改善等が進み、効果的な事務処理を行う体制を整えた。

○各種委員会、各センターにおいて教員と事務職員の協働態勢がとられており、相互に役割を意識した教育研究支援及び学生支援が行われている。

○平成20年12月に制定された事務職員に係る人事基本方針には、事務職員の育成として「研修」「人事異動」「評価制度」を掲げている。この方針に則り、学内で実施する全体研修会及び一般研修会などを通して、異なる部署間の連携協力関係の増進に役立っており、又、人事異動を通じて学内業務により深く関わらせて各事務部署の職員同士の信頼・協力関係を深化させ、さらに、上司と部下間のコミュニケーションに基づく人事評価により、取組むべき課題の共有、相互意思疎通による信頼関係の構築を図っている。

第13章 運営管理 (p205) → 「9 管理運営・財務」

【到達目標】

- 大学運営上、学部教授会・大学院委員会の機能と権限の位置づけを図る。
- 大学運営上、学部教授会・大学院委員会と学長（学部長・研究科委員長を兼任）・副学長・学務部長・学生部長との間の連携協力関係及び役割分担の明確化を促進する。
- 学部教授会と大学院委員会との相互関係を保持する。
- 学長・副学長・学務部長・学生部長の権限と役割並びに選任手続の適切性を保持する。
- 学長補佐体制を確立する。
- 大学の意思決定手続きの明確化を図る。
- 大学経営上、教学組織としての大学と学校法人聖心女学院本部及び法人理事会・評議員会との連携協力関係及び機能分担と権限移譲の確立を図る。
- 法令遵守を実行する。

【点検・評価】

○学部教授会・大学院委員会の機能と権限の位置づけについては、教授会規程及び大学院委員会規程を定め、教授会と大学院委員会の審議事項を明確化している。

○大学運営上、学部教授会・大学院委員会と学長（学部長・研究科委員長を兼任）・副学長・学務部長・学生部長との間の連携協力関係及び役割分担の明確化については、学長を中心とする運営体制を確立するために副学長等に関する規程を定め、副学長等の職務を規定することで学長補佐体制を整備し、十全に機能している。

○学長の選考については選出規程等の諸規程を定め適切に選考が行われるとともに、副学長等の選任手続に

についても前述の規程の定めにより適切性が保たれている。

○大学の意思決定手続きの明確化については、学長のもとに副学長等を構成員とする経営会議を設置し、意思決定の円滑、迅速化を図ることができている。この経営会議を設けたことにより、理事会等との連携・連絡について、より一層の緊密化が図られた。

○法令遵守に関する法令や国のガイドラインに求められる必要な学内規程等は整備されている。学内規程の整備窓口と規程遵守の窓口を企画部に一本化したことにより、趣旨が徹底し、効率的な運用が図られた。

第14章 財務 (p211) → 「9 管理運営・財務」

【到達目標】

- 将来を見通した健全な財務計画の策定と適時の見直しを図る。
- 日常の財務・経理事務における長期的な視野と計画性への留意、及び業務のPDCAサイクルの確立と高度化を図る。
- 「入りを増やし、出を抑える」財務の基本を堅持しつつも、必要な事業への費用対効果を勘案した重点的投資を強化する。
- 教育活動の充実、学生満足度の向上等のための継続的な投資を実行する。
- 外部資金の獲得を基本とした特色ある共同研究活動や教育改革改善事業の展開とその開始時における支援を実施する。

【点検・評価】

○「大学財務基本方針(草案)」(平成20年12月策定)において目標に掲げる帰属収支差額比率をはじめとした各種計数に留意しつつ、時代の要請や学生ニーズに適切に対応することを心掛け、初年次教育の充実、キャリア教育・支援の拡大など教育・学生支援活動への予算の重点配分を行ってきた。

○他方、収入面においては近年における経済動向等を反映して、寄付金収入等も減少傾向に歯止めがかからない状況が続いている。また、施設の劣化・防災対応等臨時的な支出も重なって、目論見通りの収支差額の改善は難しくなっている。

○これらを踏まえ、今後は、キャンパ整備計画等の検討状況と歩調を合わせ、大学振興基金や各種競争的資金など必要資金確保のための新たな収入増加・支出削減施策を検討し、2号基本金組入れも含めて財務計画の見直しを行い、適合化を図っていくこととしている。

○なお、日常の財務・経理事務については引き続き、簡素合理化、迅速化に努め、合わせて教務・学生事務部門との有機的連携強化を一層すすめることとしている。

第16章 情報公開・説明責任 (p225) →直接対応する項目なし

【到達目標】

- 公教育機関の一つとして、また、キリスト教精神に基づく伝統ある大学として、社会的説明責任を果たすべく、広くディ

クロージャーに努力する。

○関係諸法令に基づき、所定の方式に則って、財務状況の情報公開と十分な説明責任を履行する。

○本学が定める事業計画や発展の方向性を積極的に発信し、努めて地域からの意見や要望を受け入れ、社会の信頼と期待に応える。

【点検・評価】

○本学は従前より、学則、財務、事業計画、事業報告、大学評価（認証評価）結果及び自己点検・評価報告等について大学ホームページに広く情報公開してきたが、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年度文部科学省令第15号）に基づき、平成22年度以降は学校教育法施行規則第172条の2に定める教育研究活動等の状況についての情報を大学ホームページに公表している。今後は教育情報の公表のあり方として私立大学に求められる“情報公開からステークホルダーの理解へ”を念頭に置き、新しい学校会計基準も参考にしつつより分かりやすい財務状況の情報と「教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識および能力に関する情報」をさらに積極的に公表することで、社会の信頼と期待に応えていく。

第15章 自己点検・評価（p221） → 「10 内部質保証」

【到達目標】

○自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムを確立する。

○自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実のために改革・改善を行うシステムを確立する。

○自己点検・評価結果及び聖心女子大学に対する認証評価結果を社会へ公表する。

○本学の他大学にはない特色や活力の検証・活用を図る。

○認証評価機関及び文部科学省からの指摘事項並びに勧告への適切な対応と評価結果の大学運営改善への活用を図る。

【点検・評価】

○将来構想・評価委員会及び全学評価委員会を常置し、自己点検・評価を毎年度恒常的に行うためのシステムを確立するとともに、自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実のために改革・改善を行うPDCAサイクルの確立に向けた検討をしている。

○自己点検・評価結果及び聖心女子大学に対する認証評価結果を大学ホームページを通じて広く社会へ公表している。

○本学の他大学にはない特色や活力の検証・活用を図り、大学広報を通して積極的に発信することをはじめたが、これらを特色ある教育研究事業としてとりまとめ、改革総合支援事業等に応募していく。

○大学基準協会による評価結果の大学運営改善への活用を図るとともに、大学に対する提言として改善を要する点として指摘された助言事項に関する改善報告書の提出準備を行っている。

資料 3 - 1

文学部

学科・専攻別自己点検・評価シートの見直し結果について

はじめに

本学は、平成 21 年度に大学基準協会による認証評価を受審したが、その際を中心となる提出書類として、『平成 20 年度 点検・評価報告書』を作成した。これを作成するための基礎資料として、学部、大学院の学科、専攻別に詳細な点検・評価を実施し、その結果を『学部・大学院 学科・専攻別自己点検・評価シート』としてまとめている。

平成 24 年 7 月 20 日開催の全学評価委員会において、今年度の本学自己点検・評価活動の一環として、現時点に立って、この『自己点検・評価シート』を改めて見直す方針が承認され、10 月 3、4 日に各学科・専攻の将来構想・評価委員宛提出依頼を行い、25 年 1 月 11 日までに回答の提出があった。この報告は、こうして集められた回答結果を基に、全体的な傾向と注目すべき動きなどについてまとめたものである。

学科・専攻への依頼にあたっては、平成 20 年に比べて、大きな変化が生じた部分、評価が大きく変わった部分、新たに生じている問題点・課題、新たな改善の方向性などを中心に簡潔に記述して回答することを求めた。しかし、学科・専攻によっては根本からの点検・評価に近い、詳細な報告を行ったところもあり、記述の精粗の差は大きかった。なお、学科横断型の三つの副専攻に関しては、教務委員会内の各副専攻担当委員に回答を依頼した。

今回の依頼において、回答すべき項目は、次の五点であった。

- ・ 学士課程の教育内容・方法
- ・ 学生の受け入れ
- ・ 研究環境（学部、大学院共通に記述する）
- ・ 社会貢献
- ・ 教員組織

このうち、「学士課程の教育内容・方法」については、さらに、「Ⅰ. 教育課程等」「Ⅱ. 教育方法等」「Ⅲ. 国内外の教育研究交流」「Ⅳ. 大学全体の教育システム」に分かれており、いずれの項目に関しても、＜現状の説明＞、＜点検・評価＞、＜改善方策＞の三点からの記述を求めている。以下、各項目につき気づいた点をまとめてみたい。

1. 学士課程の教育内容・方法

(1) 「Ⅰ. 教育課程等」について

英語英文学科、日本語日本文学科、人間関係専攻、心理学専攻は大きな変化は特になく、と回答している。

このうち、英語英文学科では、英語による授業比率の高さ、英語による卒業論文の執筆など従来の学科の特徴を維持しながら、学生にとってより魅力的で柔軟性の高いカリキュラムへの改革を検討中である。

日本語日本文学科では、学生の自由な選択の尊重と専門性の獲得とがカリキュラム編成上の課題となっている。また、学生を対象とするアンケート調査を通じて学科運営の改善策を検討していることは注目される。

人間関係専攻では、専任教員の増加により、2年次生の履修において「社会」に関する分野の比重が重くなっているが特に問題は生じていない。今後、教員組織の在り方も含め教育内容について検討したいとしている。

心理学専攻では「知覚・認知」、「発達」、「臨床」の3分野について計画的に学習することができるカリキュラムに変更はないが、近年就職活動により3年次で専門的な知識、能力を落ち着いて育成することが難しくなったと指摘している。他学科でも同様の指摘が見られるのであり、大学で情報を共有し、適切に対応することが求められる。

平成20年度と比べて、変化があったとする学科・専攻を取り上げる。まず、史学専攻では、これまでの「日本史」、「東洋史」、「西洋史」という3コース制を25年度から「日本史」、「世界史」の2コース制に再編する。以前から東洋史、西洋史と分けることは時代の要請にそぐわないことが指摘されており、学生の学問的関心の変化にも柔軟に応える事ができるようになる。

国際交流専攻では、必要分野への専任教員の採用、補充を進めた結果、コース制の内容を見直して、「国際関係法」、「国際政治」、「国際経済」、「情報科学・コミュニケーション」、「国際文化」の5コースに整備し、従来から導入科目として重視してきた「国際交流概論」のいっそうの充実を図っている。また、課題としてTOEIC、TOEFLを含む語学検定を積極的に活用できる体制を作りたいとしている。

哲学科では、2年次生対象の「哲学入門」の内容を一新し、哲学科の専門的内容に定位しつつ、しかも学生参加的に改めた。その一部である「哲学的ディスカッション」と「先輩の学び」に関しては特に好評であり、効果があったとされる。一方、そのディスカッションに加われない、ないし傍観者的な学生の存在も指摘されている。その他、授業内での芸術作品の制作、宗教科教員免許課程の強化などが行われた。また、コース制、ゼミ制の導入の必要性が検討課題となっている。

教育学・初等教育学専攻では、教育学の3コースの内容を再検討し、「生涯学習と地域デザイン」を「グローバル教育と生涯学習」に変更した。他の「子どもと学びの基礎研究」、「情報教育とメディア開発」のコースに変更はない。また、初等教育学では、小学校、幼稚園の免許取得に必要な単位数を変更した。

(2) 「Ⅱ. 教育方法等」について

各学科・専攻とも大きな変化はあまり報告されていないが、少人数教育の機会を大切にしてくみ細かい教育が行われていることが伺われる。注目される点のみ摘記したい。

英語英文学科では、これまでの教育方法上の工夫に加えて、多様なメディアの活用、創作活動の奨励、学内外での学習・研究発表の推進、その他様々な形でのアクティブ・ラーニング等を積極的に取り入れているが、一方で受身の学生への対応、メディア教育環境の充実など課題も意識されている。日本語日本文学科と史学専攻では、「日文散歩」や史跡探訪、博物館訪問などの伝統的な教育方法が効果を挙げている。哲学科でも多様な情報メディアの活用が目指されており、学生が授業で自発的に制作した芸術作品をデータ化し、小

冊子を作成するなどの試みがある。一方、DVD やビデオに頼り、専門書の講読が手薄になることが懸念されている。教育学・初等教育学専攻では、東南アジアへの海外研修を企画実施し、またワークショップ形式の授業や実地参加をさらに促進している。心理学専攻では、体系的なカリキュラムによる丁寧な指導が効果を挙げているが、専門性が高まるにつれ学生が受け身的になる傾向が指摘されている。整備されたきめ細かい指導により、かえって受け身になりがちであることは他学科でも指摘されるところだが、心理学専攻では、学生の意欲を高め、研究活動の魅力を伝えるための方策が検討されている。

(3) 「Ⅲ. 国内外の教育研究交流」について

多くの学科・専攻では、教員個人ベースで国内外の機関、研究者と教育研究交流を進めており、個々の授業においてその成果を還元し、時にゲストスピーカーとして招くなどの実態がある。また学科・専攻の予算により、国内外の研究者等を招き、講演会を開催するケースも従来からしばしば見られる。平成 20 年度以前から継続している事業については当然ながら今回あまり具体的な記述はなかった。ここでは特に特徴的な動きのあった学科・専攻のみ取り上げる。

英語英文学科では、①国際的に活躍する研究者やジャーナリストを招き、学科主催または授業科目単位の講演会やワークショップを開催する、②国際化推進のために海外から劇団等を招聘し講演を企画実施する、③学生の海外研修を企画実施する、などの事業を展開している。①に関しては、平成 24 年度に John V. Roos 駐日米国大使との交流会が実現し、②については、英国劇団 ITCL による、オセロー、マクベスなどの講演が行われた。これに合わせて関連展示や劇評コンテストを開催するなど、学生の事前事後学習につなげている。教員の負担は大きい、大学の支援体制を整えてさらに活性化させる方途を探りたい。

国際交流専攻では他大学との交流も盛んで、首都圏 9 大学による「世界とアメリカセミナー」、防衛大学校主催「安全保障セミナー」、他大学経済学部との中国経済・EU 経済などに関する研究交流などに学生が参加している。駐日大使館や日本の大使館関係者による講演会も従来から引き続き盛んであり、24 年度には、リヒテンシュタイン公国皇太子による講演会も実施した。入念な事前準備が学生の学習の機会としても機能しており、学生の視野の拡大、意欲の強化につながっている。授業と関連して、台湾、中国、ドイツへのスタディーツアーも近年開始されている。

哲学科では、史学、国際交流両専攻と共催で中野京子「ハプスブルグのマルガリータ」の講演を開催した（平成 22 年度）。また、24 年度には「能と鎮魂」のテーマで、能楽師観世喜正の講演と能「敦盛」の DVD 鑑賞、哲学科教員による解説というユニークな構成の教養講座を実施した。英語英文学科のオセローも大学教養講座の一環であり、今後も工夫を凝らした開催が期待される。

(4) 「Ⅳ. 大学全体の教育システム」について

英語英文学科からは、パラグラフ・ライティング指導の成果を測定するために平成 21 年度より、General Test の形式を変更したこと、22 年度よりメディア学習支援センターの整備にともない自習システムがより柔軟、有意義に機能するようになったこと、「2 年英語 2」が 21 年度より新カリキュラムに移行したことなどの報告があった。一方、学生の英

語力のギャップの拡大が問題として指摘されている。その他の学科・専攻からは、資格関係科目などの時間割編成の全学的調整をより進めてほしい（日文）、私語問題はピークを越えたようだが授業中の学生のネット使用については全学的に注意喚起すべきではないか（人間関係）、総合現代教養科目が統合・整理され分かりやすいカリキュラムになった（国際交流）、アカデミック・アドバイザーの後期の役割が不明確で十分機能していないのではないか（哲学）、基礎課程演習の負担が大きいのでTAの採用を考えてはどうか（心理）などの意見が寄せられた。

2. 学生の受け入れ

入学後の1年間を基礎課程で学ぶ本学のシステムにおいては、学科・専攻の学問内容や魅力を1年次生にいかに関与させるかが重要である。今回は「英語の世界」（英文）、「アジア史入門」（史学）、「国際交流入門」（国際交流）、「心理学入門」（心理）などの工夫が報告されたが、他学科でも同様に1年次生向きの入門科目を充実させている。

この他に、学科紹介ビデオ・DVD・パンフレットの作成、ホームページの開設、上級生による説明会の開催、アンケート調査による要望の把握、などの方法で学生に的確な情報を提供しており、平成20年度当時よりも活発、精密になっているといえよう。また、受け入れ人数枠を超過した場合の選抜方針、方法についての記述もあったが（国際交流、教育、心理）、従来からの変化は特にない。

学生受け入れに関連して、いくつかの学科から専任教員一人当たりの学生数、編入学生の受け入れ数、学生の心理的な問題への対応、大学全体として不本意進学者を減らすための工夫などの問題提起もあった。教育学・初等教育学専攻からは初等教育学の学則定員の増員が提案されている。

3. 研究環境（学部、大学院共通に記述する）

ほとんどの学科・専攻で平成20年度と特に変化なしとしている。

記述内容からは、個人研究室、個人研究費、学会出張費補助、研修年制度等が全体として高く評価されているが、詳細に見ていくと、個人研究室の防音と電源が不備である（心理）、研究分野の違いにより個人研究費を柔軟に使用できるようにしてほしい（人間関係、教育）、臨床心理士資格更新講習を出張扱いにしてほしい（心理）、研修年の取得をスムーズにしてほしい（多数）などの要望も記されている。また多くの学科からは、事務的な職務の負担、委員会の負担、会議時間の長さなどにより、教員の研究時間が十分確保できないとの指摘がある。平成20年当時にも同様の指摘が多く、一部会議の整理・統合、教員負担の平均化などの改善方策がとられたが、いまだに大きな問題である。

教員の研究活動、特に学会活動、外部資金の獲得については、2専攻（教育、心理）が詳細に現状を報告しているが、いずれも20年当時同様、きわめて活発といえる。

なお、心理学専攻では全専任教員の協力の下で『臨床発達心理学研究』（雑誌）を刊行している。

4. 社会貢献

大学の社会貢献は、基本的には社会に貢献し得る学生を輩出することによって行われて

いるといえる。教員自身の研究成果の刊行・講演・メディアでの発信も研究の社会的還元といえ、広く行われている。また政策形成や学校・団体・企業への貢献なども比較的多くの例がある。このような状況は 20 年当時と基本的に変わっていない。

今回は大多数の学科・専攻より、講演会、講座、行事などを広く社会に公開することにより社会貢献を行っていることが報告された。それらのうち既述部分と重ならないものとしては、国際センター主催の **English Summer Camp** で地域の小学生を対象とした英語教室開催に協力（英文）、エコ活動（英文）、幼児教育関係者を対象とするフィルム・フォーラム（教育）、心理教育相談所の相談活動と公開講演会（心理）などがある。

新たな内容としては、3.11 東日本大震災復興支援の活動がある。これは学科単位というよりも大学全体の取り組みであり、直接的な社会貢献というべきものだが、多数の教員が関わっていることが報告されている（人間関係、教育）。人間関係専攻からは、学生の社会貢献意識をもっと育成する必要があることが強調されている。

なお、教育学・初等教育学専攻からは、①社会貢献活動を正當に評価するにはどうするか、②学科としての組織的な社会貢献活動としての教員免許更新講習の実施、の 2 点が 20 年以來、課題として残されているとの指摘があった。

5. 教員組織

教育学・初等教育学専攻で教職課程認定基準上、専任教員の補充が必要である他は、概ね大きな問題はないといえる。この専任教員補充の件はすでに教授会で審議され、解決に向っている。

各学科とも長期的な計画に従い、分野別の教員バランスや教員の年齢構成バランスを考慮して採用人事を進めており、学科内の連携と意思疎通もよく配慮されているように思われる。英語英文学科では担当者ミーティング、外部講師を招聘してのワークショップなど FD 活動も活発、と報告されている。

指摘された問題点としては、全学共通科目の英語科目の非常勤コマ数が不足している（英文）、教育支援職員については大学全体で規定整備を図ることが必要（教育）などである。後者に関しては、教育学・初等教育学の学習支援センターと心理学専攻のコンピュータ室で AI を採用していることが報告されており、それぞれ管理・運用と学習支援に重要な役割を果たしている。今後、大学として適切な教育支援体制の構築が課題となろう。

6. 学科横断型副専攻

本学の 3 つの学科横断型副専攻、即ち「多文化宗教共生」副専攻、「ジェンダー学」副専攻、「ボランティア研究」副専攻の担当者に、「学士課程の教育内容・方法」のうち、I、II、IV についてのみ回答を求めた。

(1) 「教育課程等」について

平成 20 年当時と比べて、各副専攻の趣旨・目的に変更は見られず、教育課程上の変更もわずかである。ボランティア研究副専攻では、立ち上げ数年後にカリキュラムの見直しを行い、「ボランティア研究概論」を 2 単位から 4 単位に、「ボランティア研究演習」を 6 単位から 4 単位とし、履修の順次性を整備した。同専攻では立ち上げ時の専任教員の退職にともない、「ボランティア研究演習」が非常勤講師のみの担当科目になったことから平成

24年度には専任教員が関わり2人体制とすることを試みている。また総合現代教養研究室を利用して運営体制を強化した。

ジェンダー学副専攻では6分野からなる幅広いカリキュラムを設定しているが、分野により科目数に差があり、またジェンダー学としての視点の強弱にも差が見られる。学科横断型副専攻の運営は教務委員会の担当者が責任を持つが、必ずしもその分野の専門とはいえないことから、学内の有識者の協力を得つつ、上述のような課題に対処し、運営していく必要があることが指摘されている。

(2)「教育方法等」について

学科横断型副専攻では、平成20年度に指摘されていた弱点のうち、研究室と副手の整備が実現し、業務の改善は著しく進んだ。一方、教務委員が副専攻担当を兼ねる方式は、仕事の継続性と専門性の確保に関してどうしても不安がある。非常勤講師の人事にも万全を期す必要があり、今後、体制の強化が課題となろう。これは、専任教員が中核的な科目を担っている多文化宗教共生副専攻を除く、ボランティア研究、ジェンダー学両副専攻に共通の課題といえる。

(3)「大学全体の教育システム」について

学科横断型副専攻は大学の理念を具体化する課程とみなされている。しかし、多文化宗教共生副専攻を除き、中心的な科目は非常勤講師に頼らざるを得ない現状があり、人事、教育内容の充実、広報の充実などに困難がともなう。教務委員会で一括して議論できる体制になったことは前進だったが、今後は学内の人材の活用をさらに心掛けつつ運用していくことが課題となる。多文化宗教共生に関しては、今後、「全学的な副専攻プログラムの検討の中で、より抜本的な改善策を検討したい」と報告されている。

大学院文学研究科
専攻別自己点検・評価シートの見直し結果について

はじめに

本学は、平成 21 年度に大学基準協会による認証評価を受審したが、その際の中心となる提出書類として、『平成 20 年度 点検・評価報告書』を作成した。これを作成するための基礎資料として、学部、大学院の学科、専攻別に詳細な点検・評価を実施し、その結果を『学部・大学院 学科・専攻別自己点検・評価シート』としてまとめている。

平成 24 年 7 月 20 日開催の全学評価委員会において、今年度の本学自己点検・評価活動の一環として、現時点に立って、この『自己点検・評価シート』を改めて見直す方針が承認され、10 月 3、4 日に各学科・専攻の将来構想・評価委員宛提出依頼を行い、25 年 1 月 11 日までに回答の提出があった。この報告は、こうして集められた回答結果を基に、全体的な傾向と注目すべき動きなどについてまとめたものである。

大学院文学研究科各専攻への依頼にあたっては、平成 20 年に比べて、大きな変化が生じた部分、評価が大きく変わった部分、新たに生じている問題点・課題、新たな改善の方向性などを中心に簡潔に記述して回答することを求めた。しかし、専攻によっては根本からの点検・評価に近い、詳細な報告を行ったところもあり、記述の精粗の差は大きかった。今回の依頼において、回答すべき項目は、次の二点であった。

- ・ 修士課程・博士課程の教育内容・方法
- ・ 教員組織

このうち、「修士課程・博士課程の教育内容・方法」については、さらに、「Ⅰ. 教育課程等」「Ⅱ. 教育方法等」「Ⅲ. 国内外の教育・研究交流」「Ⅳ. 学位授与・課程修了の認定」に分かれており、いずれの項目に関しても、＜現状の説明＞、＜点検・評価＞、＜改善方策＞の三点からの記述を求めている。なお、本学大学院文学研究科は、英語英文学専攻、日本語日本文学専攻、史学専攻、哲学専攻（以上修士課程）と、社会文化学専攻、人間科学専攻（教育学分野、心理学分野）（以上博士前期・後期課程）および人文学専攻（英語英文学専攻、日本語日本文学専攻、哲学専攻を基礎とする博士後期課程）より成り立っている。以下、回答された各項目につき気づいた点をまとめてみたい。

1. 修士課程・博士課程の教育内容・方法

(1) 「Ⅰ. 教育課程等」について

教育目標と方針、大学の理念との関連性、カリキュラムの体系性等を記述する本項目に関しては、全専攻が平成 20 年度以降、大きな変更はないとしている。国語科教員等、専門的な職業人の育成（日文）、歴史研究者、博物館学芸員、社会科教員など高度な専門的知識を備えた人材の育成（史学）といった、育成する人間像にも変化は見られない。また、小規模な専攻のよさがあるが、各学生の専門領域の関連分野にまで対応して多彩なカリキ

キュラムを組むことには難しい面があるので、カリキュラム作成に際してはなるべく柔軟に対応できるよう工夫している（英文）といった記述が見られたが、この事情は他専攻にも共通するものであろう。

その中で、日本語日本文学専攻は 20 年度の点検・評価で「学生数が必ずしも多くない現状では、学生が複数の演習形式の授業に参加した場合、準備に追われるあまり、時間的な余裕が得られず、修論執筆に向けての準備に支障を来たすおそれがある」と指摘していたが、その後、講義形式を取り入れ、問題は解決されたとしている。また、哲学専攻では、一部の授業を半期化することにより、より多様性のある授業の設置が可能になったと報告している。さらに、論文指導に内容を限定した演習の設置を検討するなどさまざまな改善の工夫が見られた。

新たな取り組みとしては、人間科学専攻教育学分野で大学院学生の研究活動への経済的支援として、学会発表や学会参加、学術集会等への参加を奨励するための旅費の援助を平成 21 年度より開始した。このことにより視野が拡大し、研究意欲により影響が出ることが期待されており、人的なネットワーク形成も目指されている。博士論文等の執筆を支援する動きとして注目される。なお、英語英文学専攻、人文学専攻でもこれまで学会、研究会で毎年複数の学生が発表してきたが、旅費支援の制度がないことは問題と考え、平成 25 年度以降、予算申請を試みたいと報告している。からは学会、研究発表会参加者への旅費支援を平成 25 年度以降、取り組みたいと報告している。

人間科学専攻心理学分野でも、重要な動きが見られる。同分野では、心理学の専門家としての社会的責任や職業倫理についての指導を増やす試みが平成 20 年度以降、続けられており、例えば、実験や社会調査の開始に当たっては、心理学研究室の倫理委員会に認可申請書を提出し、審査を受けることが課されている。倫理教育の推進も図られるなど、今後大学院全体で取り組むべき課題が実行されており、意義深い。

(2) 「Ⅱ. 教育方法等」について

教育方法についても大きな変更は見られなかった。各専攻とも少人数であることのメリットを生かしているが、一方で学生同士の切磋琢磨やディスカッションのためには人数が少な過ぎることがあるので、そのための工夫も行われている（史学、教育など）。また、人文学専攻では、平成 23 年度より教育効果を高める観点から図書のデータベース化と検索システムの構築に力を入れている。

人間科学専攻心理学分野では、平成 22 年度より「ゼミ費」の制度を導入し、一定の金額内で書籍や物品の購入を支援しているほか、24 年度からは博士後期課程の学生に関し英文原稿を執筆した場合に、ネイティブ・チェックを受ける費用を定額支援している。学生の研究活動を経済的に支援し、教育効果の向上につなげる試みであり、前述の学会への旅費支援とともに、大学院としてどのような制度を整えていくのかが問われよう。

論文および研究の指導体制については、論文の中間発表会が各専攻で工夫を凝らして開催されていることは共通だが、その他では専攻による差が見られる。史学専攻では、史料および研究文献の講読と、学生の研究発表を中心に授業を進めており、修士論文の作成指導は、授業とは別に面談の時間をとって行っている。一方、日本語日本文学専攻では平成 21 年度より「論文演習」（4 単位）を新設し、定期的に論文執筆指導を受け、修士論文を

作成することとしている。英語英文学専攻でも平成 25 年度より同様に「英語英文学論文演習」を新設する。このように学生の論文執筆、研究促進を中心的な目的とする授業の開設および単位化は他専攻でも見られるところである（教育、心理など）。また、学生の研究に対する複数指導体制については、導入を『履修要覧』に明記しているのは 4 専攻（史学、哲学、社会文化、教育）あるが、哲学専攻は複数指導体制が学生にとって十分に機能していないときがある、と指摘している。従来、1 年次に指導教員が指定されていなかった心理学分野では、22 年度より 1 年次生にもメンターを新設した。ただし、2 年次になると学生の希望を聞いてメンターを指定しなおす制度をとっている。学生が研究を進め、論文を作成する過程で教員による指導時間が確実に確保され、また偏りのない指導により安心して研究・論文に専念できることが肝心だが、各専攻で他専攻の実績を参照し、改めて指導体制を見直してはどうか。

教育の成果として、修了者がどのような進路をとったか、5 専攻（人文、社会文化、哲学、教育、心理）が平成 21 年度以降の状況を回答している。進路については専攻による差が大きく、人間科学専攻心理学分野では 21～23 年度の博士前期課程修了者 21 名のうち、19 名が臨床心理士またはその見込みとしてスクールカウンセラーなどの職に就いている。教育学分野では専修免許状を取得して小学校、幼稚園の教員に就職した者が大半を占める。社会文化学専攻では企業、公務員、研究所などであり、専門的な職種も見られる。また、博士後期課程修了者では多くが大学教員となっている。このように大学院修了者はその多くが専攻の専門性を生かした分野に進出しており、本学の大学院は設置の目的を概ね果たしているといえる。今後さらに調査を進め、いっそう教育効果があがる方策を考えたい。

（3）「Ⅲ. 国内外の教育・研究交流」について

国内の教育・研究交流としては、大学院全体の単位互換・委託聴講制度が基盤となる。即ち、大学院英文学専攻委託聴講制度、大学院史学専攻委託聴講制度、首都圏宗教単位互換制度、大学院人間科学専攻委託聴講制度、カトリック女子大学大学院委託聴講制度が存在し、それぞれ活用が図られている。このうち、首都圏宗教単位互換制度は平成 21 年度より制度化された。委託聴講制度を活用することで、本学の開講科目のカバーしきれない分野を補うことができるとともに、学生が他大学院の教員、学生と交流することで視野を広める効果も大きい。

教員個人のレベルでの教育・研究交流は日常的に行われており、国内、国外とも全体に活発といえる。科学研究費補助金など外部資金を獲得しての教育・研究交流も進められており、国際機関・組織、国際会議等で活躍する教員も見られる。これらの活動は大学院での講演に学外の研究者等を招聘する機縁ともなっている。

大学院各専攻レベルでの教育・研究交流は、専攻の予算による講演会・交流会の開催が中心となっている。今回報告のあった例を挙げてみよう。英語英文学専攻では、例年、来日した海外の講師を招聘して講演会やワークショップを開催している。学部との共催で英国劇団 ITCL などの公演を実現した際には、大学院学生と卒業生が作成した字幕が ITCL の日本公演（全国 12 大学を含む 15 会場）で使われた。また大学院学生と卒業生が、公演に合わせて制作したシェイクスピア関連の研究ポスターや作品制作は、当日、一般の来場

者に公開されたほか、劇団員との交流会においても高い評価を受けた、この他、大学院生と卒業生は、国際パフォーマンス・オンライン・アーカイブ掲載のための字幕作成にも継続的にかかわっており、これらの活動を通して、「教室での学びを社会貢献、国際貢献に結びつける教育」ができた、としている。日本語日本文学専攻では例年、本学大学院出身者を含む若手研究者の特別講義や学界の泰斗による特別講演などを実施し、研究環境の活性化に役立っている。史学大学院でも大学院主催の講演会を実施しており、平成 24 年度には海外の研究者の講演に合わせてセミナーを開催し、学外の大学院学生と交流することができて、研究上の大きな刺激になったという。人間科学専攻教育学分野では、グローバル化に対応した教育・研究のための予算を設け、海外の専門家を講師として招聘し、大学院学生のための講演会を再三実施することができた。心理学分野でも、「人間科学特別研究」の授業の一環として年 2 回程度外部講師を招いており、人文学専攻でも、「人文学共同演習」でゲストスピーカーを招聘している。このような企画は、学生の視野を広げ、研究上のよき刺激になり、教員・学生とも人脈が広がるなど効果が大きい一方、インプットばかりでなくアウトプットも行いたい（心理）との声もある。講演会を超えた専攻としてのまとまった教育・研究交流には難しいものがある（社会文化）、国際的な教育・研究交流を支える事務体制の整備が課題（教育）などの指摘も見られた。

平成 24 年度には、ラオスにおける政府開発援助（ODA）ユネスコ活動費補助金を受けて、教育協力事業「発展途上国の農村部及び都市部における〈ESD コミュニティ〉の構築」を大学院として実施し、教育・研究上の成果を挙げるとともに、意義ある国際貢献を果たした。大学院全体としての国際化、国際交流への取り組みとして一つの可能性を切り拓いたものといえよう。このように大学院の教育・研究交流は着実に進展しつつあるが、今後、大学院全体としてさらに何をすべきか、専攻としてどのような形での取り組みが可能か、RA 制度が活用できないか、などの検討が求められる。

（４）「Ⅳ．学位授与・課程修了の認定」について

本学大学院での論文審査、学位授与ならびに課程修了の認定については、従来より客観性、公平性、透明性を確保しつつ行われている。聖心女子大学大学院学則、学位規程に基づき、修士論文、博士論文の提出要件が定められており、これに則って修士論文、博士論文の「評価基準」を平成 19 年度に定め、『履修要覧』に明示した。さらに、22 年度からは専攻ごとの詳細な博士論文の「提出要件」を『履修要覧』に公表している。多くの専攻ではこれらに基づき、さらに細部にわたる論文の「評価基準」「提出要件」を専攻単位で定めており、事前に大学院学生に必要な周知を図っている。

学位授与状況については、大学ホームページの「情報公開」（大学基礎データ）に「大学院における学位授与状況」として詳細が掲載されているが、近年の状況を略記すると、平成 20 年度（修士 20 名、博士 3 名）、21 年度（修士 25 名、博士 5 名）、22 年度（修士 27 名、博士 2 名）、23 年度（修士 25 名、博士 0 名）であり、この 4 年間で修士 97 名、博士 10 名を輩出している。博士の内訳は、人間科学専攻心理学分野 4 名、人文学専攻 4 名、社会文化学専攻 2 名であり、後期課程の修業年限である 3 年間で学位を取得した者も含まれる。少人数教育の利点を生かして大学院は着実に成果をあげつつあるといえよう

平成 22 年度には学位規程を改正し、博士論文審査に当たる審査委員の数をこれまでの 5

名から3名（当該専攻より2名、専攻外より1名）に変更した。厳正な審査を維持するとともに、今後の学位申請者の増加をも鑑み、効率化を図ってのことである。また、人文学専攻の日本語・日本文学分野では、24年度から論文提出要件を引き上げるとともに、予備論文の提出時期を早めて周到な予備審査が可能になるように改められた。

なお、今回の回答の中で、心理学分野は、専門的な学術雑誌に掲載されるようなレベルの高い修士論文を生み出させたい、入学者数の増加を含め博士後期課程の活性化を図りたい、と述べているが、これはすべての専攻に共通する今後の課題であろう。

2. 教員組織

各専攻の教員組織に関しては大きな変更は見られなかった。指摘のあった事柄としては、問題がある場合には専攻会議で問題を共有し、一部の教員にのみ負担が偏らないようにしている（英文）、教員の専門分野と異なる問題関心を持つ学生には、連携する他大学の授業を活用するよう勧めている（史学）、教員が膨大な仕事を抱えている現状があり、大学全体として教員の負担軽減を図ってほしい（教育）などが挙げられる。

人間科学専攻心理学分野では、近年臨床心理学系の学生が多いが、実験心理学系の教員が必要に応じて研究の統計的分析の助言指導を行っている。このような連携が有効に機能するのは、全教員と学生が参加する「人間科学特別研究」の授業があるからであり、ここで学生は複数の教員から多角的な指導を受けることができるとしている。心理学分野の教員組織では基礎的な領域から応用的な領域まで担当できる長所がある一方、入学者が臨床心理学研究領域に偏る状況が続くのであれば、今後、教員組織の再検討の必要もあらうとしている。

大学院学生をティーチングアシスタントに採用し、教員の授業の補助を行いつつ、将来教員・研究者となるためのトレーニングの機会とするTA制度は、平成20年度時点では未実施の専攻（英文、日文、社会文化など）も多かったが、今回の回答では導入が進んでおり、全専攻で採用されている。RA（リサーチアシスタント）制度も整備され、24年度にはすでに教育学分野で大学院学生の採用があった。この間、教育・研究の補助体制は着実に改善されてきたといえる。今後、教員との連携を十分に考慮しつつ、TA制度、RA制度などが適正かつ有意義な形で活用されることが望まれる。